

医療法人宏仁会
介護支援センターむつみの園
運 営 規 程

医療法人 宏仁会
介護支援センターむつみの園
指定居宅介護支援事業所

医療法人宏仁会 介護支援センターむつみの園
指定居宅介護支援事業所運営規程

第1章 総則

(事業の目的)

- 第1条 この規程は、医療法人宏仁会が開設する医療法人宏仁会介護支援センターむつみの園指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）の適正運営を確保するために人員及び運営管理に関する必要な事項を定めるものとする。
- 2 利用者が居宅において利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適正に利用できるよう、利用者から依頼を受けて、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、その計画に基づいて指定居宅サービスの提供が確保できるよう事業者等と連絡調整、また、利用者が施設への入所を要する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

第2章 運営管理

(運営の方針)

- 第2条 利用者を取り巻く環境及びニーズを的確に把握し、家庭、市町村、保健・医療・福祉施設、指定居宅サービス事業者と綿密な連携をとりあう。
- 2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立におこなう。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 医療法人宏仁会 介護支援センターむつみの園
- (2) 所在地 岡山県高梁市成羽町下原1004-1（まつうらクリニック内）

第3章 職員及び職務

(職員の職種・員数・及び職務内容)

- 第4条 事務所に、次の職員を置く。
- (1) 管 理 者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上（常勤1名は、管理者を兼務）
介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成等の職務に従事する。

(定 数)

- 第5条 職員の定数は、指定居宅介護支援事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）に定めるところによる。

第4章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第6条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
(ただし、お盆8月13日～8月15日
年末年始12月30日～翌年1月3日、祝日を除く)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第5章 指定居宅介護支援の提供方法、 内容及び利用料その他の費用の額

(提供方法及び内容)

第7条 利用者に対する事業所のサービス内容は次のとおりとする。

- (1) 在宅で生活している利用者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、利用者等からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画(居宅サービス計画)を作成することとする。
- (2) 居宅サービス計画にもとづき、居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行うこととする。
- (3) 利用者等が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行うこととする。

(利用料)

第8条 指定居宅介護支援の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援事業所は利用者から費用徴収はしない。

(ただし、介護保険料が滞納の場合は全額負担となる。)

2次条の通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は徴収しないものとする。

第6章 通常の事業の実施区域

(実施区域)

第9条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

- (1) 高梁市成羽町

第7章 その他の運営についての留意事項

(従事者研修)

第10条 指定居宅支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を増やし、岡山県・高梁市等の研修会に参加し、信頼される介護支援センターとしてより高度な知識と技術の取得に努める。

(備付帳簿)

第11条 事業所の状況を適正に把握するため、次の帳簿を備え付けるものとする。

(1) 管理に関する記録

- ①業務日誌
- ②職員の勤務状況、研修等に関する記録
- ③運営会議等の会議記録

(2) 利用者に関する記録

- ①居宅サービス計画記録

(3) 会計経理等に関する記録

- ①設備、備品及び会計記録

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための担当者を選任し、次の措置を講じるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年一回以上）
- 二 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討
- 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止について)

第13条 利用者の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件をすべて満たしている場合、緊急やむを得ないと認めます。また、緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う際には、施設全体で判断し、利用者本人や家族に対して十分説明し、理解を求め、身体拘束に関する記録を作成します。

第8章 雑則

(理念と運営指針の遵守)

第13条 事業所の従事者は、共通の介護理念の下で、介護支援を提供することにあたって、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する守秘義務と理念及び運営方針を遵守すること。

(1) 理 念

私たちは、長い人生を歩んでこられた高齢者の方々が安心して生活できる介護・快適な生活環境と生活意欲を高める介護支援を提供し、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(2) 運営指針

①生活意欲の向上

利用者の身体的、精神的活動能力を生かしながら、自立援助を図り、生活意欲を自発的に出していただけよう、ハイレベルの介護支援プランを提供させていただきます。

②利用者の学びの場の提供

利用者が福祉制度の仕組みや福祉サービスの実状を知っていただき、利用者として最大限の介護サービスが活用できるよう、福祉に関する情報提供をいたします。

③自己決定の尊重

利用者に選択可能なサービスの内容を事前にお知らせし、利用者のニーズを重んじご自身の意思決定を尊重した介護支援を提供いたします。

④快適な居住環境設備への協力

利用者が居住する住宅の生活しやすい生活環境を考え、健康で快適な居住環境の向上に努め、高齢福祉の分野での共生文化の構造に励み、成熟した福祉社会の構築に努力してまいります。

⑤事業所及びその従業員は、個人情報保護法に基づき、正当な理由がない限り、利用者の個人的秘密を守ることをとする。

⑥利用者から苦情が発生した場合、関係者等から苦情を聞き、苦情における問題点を把握のうえ、迅速かつ適切に対応する。(別途定める。)

⑦利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、すみやかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。また、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるものの事項の外、運営に関する重要事項は医療法人宏仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、平成25年5月1日より施行する。

この規程は、平成24年10月1日より施行する。

この規程は、平成24年7月1日より施行する。

この規程は、平成21年10月1日より施行する。

この規程は、平成20年3月21日より施行する。

この規程は、平成19年10月1日より施行する。

この規程は、平成19年7月1日より施行する。

この規程は、平成19年2月20日より施行する。

この規程は、平成17年1月4日より施行する。